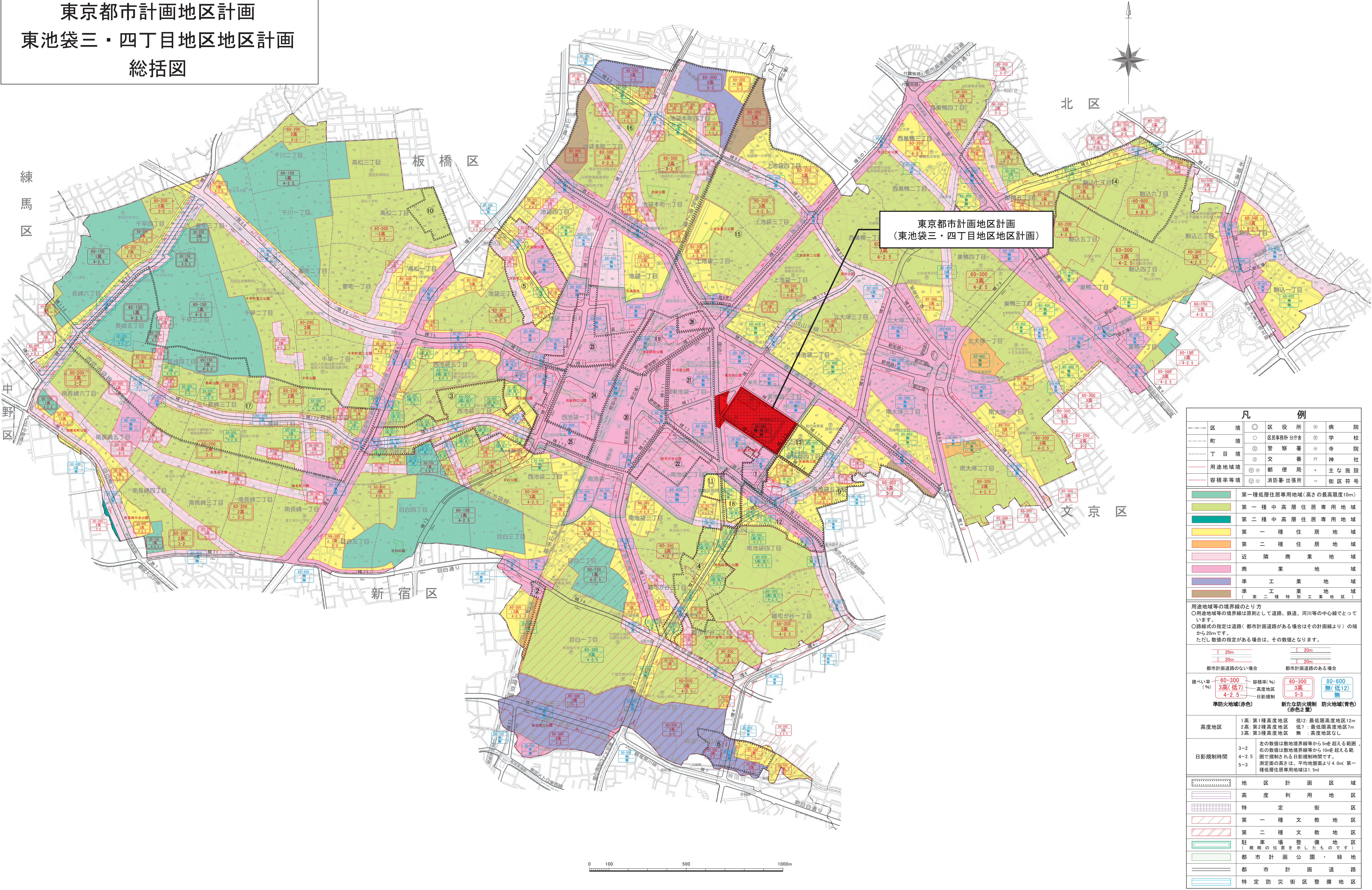


東京都市計画地区計画
東池袋三・四丁目地区地区計画
総括図



凡 例	
区 境	区 役 所
町 境	区 民 事 務 所 分 庁 舎
丁 目 境	警 察 署
用途地域境	交 番
容積率等境	郵 便 局
	消 防 署 出 張 所
	病 院
	学 校
	社 寺 院
	神 社
	主 な 施 設
	街 区 符 号

	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10m)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	準工業地域 (第二種特別工業地区)

用途地域等の境界線のとり方
○用途地域等の境界線は原則として道路、鉄道、河川等の中心線とていいます。
○路線式の指定は道路(都市計画道路がある場合はその計画線より)の端から20mです。
ただし数値の指定がある場合は、その数値となります。

	20m
	20m

都市計画道路のない場合 都市計画道路のある場合

建ぺい率(%)	容積率(%)	高度地区	日影規制
60-300 3高(低) 4-2.5	60-300 3高 5-3	60-300 3高 4-2.5	80-600 無(低12) 無

準防火地域(赤色) 新たな防火規制 防火地域(青色)
《赤色2重》

高度地区	1高: 第1種高度地区 低12: 最低限高度地区12m 2高: 第2種高度地区 低7: 最低限高度地区7m 3高: 第3種高度地区 無: 高度地区なし
------	--

日影規制時間

3-2	左の数値は敷地境界線等から5mを超える範囲、右の数値は敷地境界線等から10mを超える範囲で規制される日影規制時間です。 測定面の高さは、平均地盤面より4.0m(第一種低層住居専用地域は1.5m)
4-2.5	
5-3	

	地 区 計 画 区 域
	高 度 利 用 地 区
	特 定 街 区
	第 一 種 文 教 地 区
	第 二 種 文 教 地 区
	駐 車 場 整 備 地 区 (鉄道の位置を示したものです)
	都 市 計 画 公 園 ・ 緑 地
	都 市 計 画 道 路
	特 定 防 災 街 区 整 備 地 区